

月報 平成25年 9月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

7月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は前年同月比で、一般が7.0%増、パートは増減なしで、全体では5.4%の増加となった。
- ・月間有効求職者数は960人で、前年同月比で0.6%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は、前年同月比で、一般求人が0.7%減、パート求人は23.3%増となり、全体として7.1%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して建設業、卸・小売業、飲食店・宿泊業は増加、製造業、医療・福祉業は減少し、全体として7.1%の増加となった。
- ・月間有効求人数は684人で、前年同月比で24.8%の増加となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.14ポイント高い0.71倍となった。
- なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.62倍、パートの有効求人倍率は0.99倍となっている。



厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

一般職業紹介状況 平成25年7月内容

| 項 目 | | 当 月 | 前月比(%) | 前年同月比(%) | |
|------------------|----------|---------|--------|----------|--------|
| 求 職 関 係 | 新規求職者数 | 194 | 10.9 | 5.4 | |
| | うち男 | 101 | 12.2 | 12.2 | |
| | うち女 | 93 | 9.4 | ▲ 1.1 | |
| | 年齢別 | ～44歳 | 122 | 18.4 | 8.0 |
| | | 45～54歳 | 32 | ▲ 5.9 | ▲ 8.6 |
| | | 55歳～ | 40 | 5.3 | 11.1 |
| | 月間有効求職者数 | 960 | ▲ 0.9 | ▲ 0.6 | |
| | うち男 | 477 | ▲ 1.2 | 0.2 | |
| | うち女 | 483 | ▲ 0.6 | ▲ 1.4 | |
| | 年齢別 | ～44歳 | 495 | 0.8 | ▲ 8.2 |
| 45～54歳 | | 212 | ▲ 1.4 | 31.7 | |
| 55歳～ | | 253 | ▲ 3.8 | ▲ 4.9 | |
| 求 人 関 係 | 新規求人数 | 242 | ▲ 10.4 | 7.1 | |
| | 主要産業別 | 建設業 | 41 | 13.9 | 17.1 |
| | | 製造業 | 54 | 145.5 | ▲ 8.5 |
| | | 卸売・小売業 | 19 | ▲ 9.5 | 5.6 |
| | | 飲食店・宿泊業 | 38 | ▲ 28.3 | 65.2 |
| | | 医療・福祉 | 38 | 81.0 | ▲ 13.6 |
| 月間有効求人数 | 684 | 3.8 | 24.8 | | |
| 就 職 関 係 | 紹介件数 | 378 | ▲ 9.4 | ▲ 5.5 | |
| | うち男 | 222 | 16.8 | 3.7 | |
| | うち女 | 156 | ▲ 31.3 | ▲ 16.1 | |
| | 就職件数 | 140 | 22.8 | 42.9 | |
| | うち男 | 64 | 8.5 | 30.6 | |
| | うち女 | 76 | 38.2 | 55.1 | |

(パートを含む)

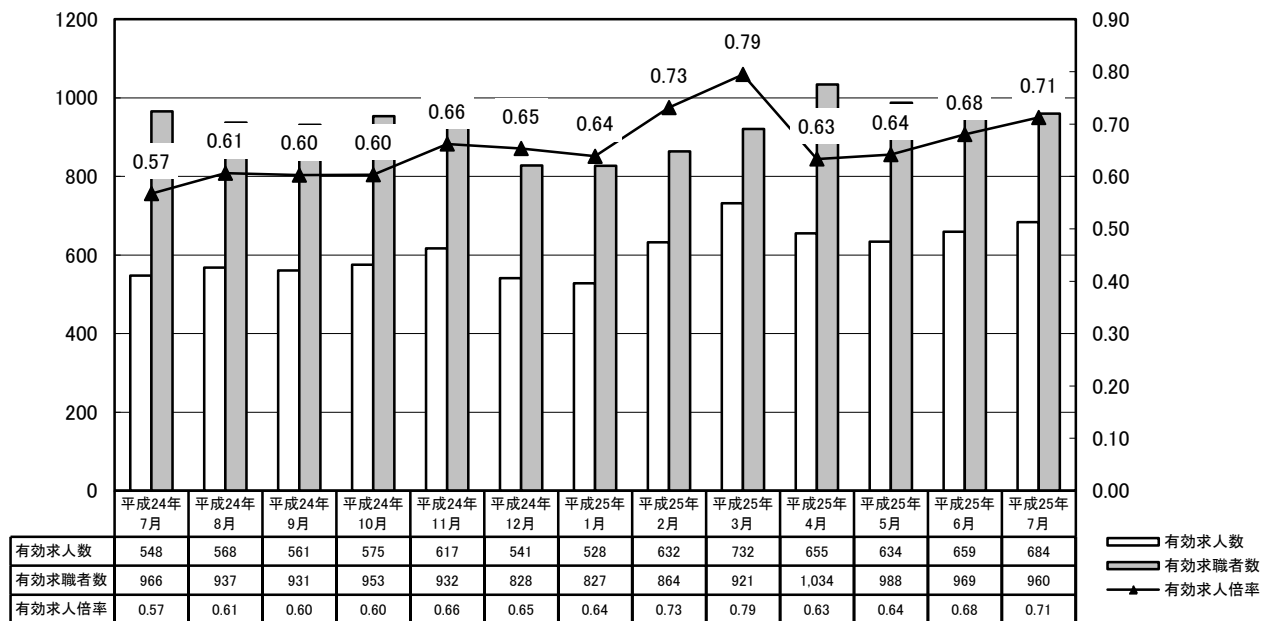
雇用保険取扱状況 平成25年7月内容

| 項 目 | | 当 月 | 前 月 | 前年同月 | |
|------------------|-----------|----------|--------|--------|--------|
| 適 用 関 係 | 月末現在事業所数 | 796 | 794 | 770 | |
| | 資格取得者数 | 103 | 103 | 130 | |
| | 資格喪失者数 | 101 | 94 | 82 | |
| | 月末現在被保険者数 | 10,406 | 10,401 | 10,279 | |
| 給 付 関 係 | 一般 | 受給資格決定件数 | 50 | 61 | 43 |
| | | 受給者実人員 | 279 | 256 | 240 |
| | | 支給金額(千円) | 37,258 | 29,698 | 28,611 |
| | 高齢 | 受給者数 | 3 | 4 | 4 |
| | | 支給金額(千円) | 659 | 814 | 1,024 |
| | 特例 | 受給者数 | 0 | 0 | 0 |
| | | 支給金額(千円) | 0 | 0 | 0 |
| | 再就職 手当 | 支給人員 | 21 | 20 | 12 |
| | | 支給金額(千円) | 6,996 | 5,860 | 3,737 |

労働市場の動き（平成25年7月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



◆労働者を募集・雇用する事業主のみなさまへ◆ ～募集・労働契約の締結時のトラブル防止のために～

『募集時に示された労働条件と入社後の労働条件が異なっていた』『入社後、「労働条件が示されない」「口頭でのみの説明」などで労働条件が不明瞭であった』『思っていた労働条件と異なっていた』など、労働条件等をめぐるトラブルが多く発生しています。このようなトラブルを未然に防止するためにも、以下の内容を十分ご理解いただき、改めてトラブルの防止に努めていただくようお願いします。

◎職業安定法第5条の3

労働者の募集を行う者は、その募集に当たって ～中略～ 次に掲げる事項については、書面の交付又は電子メールにより行わなければなりません。

- 労働契約の期間に関する事項
- 就業の場所、従事すべき業務の内容に関する事項
- 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日に関する事項
- 賃金の額に関する事項
- 健康保険等の適用に関する事項

◎労働基準法第15条第1項

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して ～中略～ 次に掲げる事項については、書面の交付により行わなければなりません。

- 労働契約の期間に関する事項
- 就業の場所、従事すべき業務に関する事項
- 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等
- 賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

詳しくはハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所：Tel.0224-25-3107）

または大河原労働基準監督署（Tel.0224-53-2154までお問い合わせください）。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになりました

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わっています。事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|--------|-------------|
| | 従来 | 平成25年4月1日以降 |
| 民間企業 | 1.8% ⇒ | 2.0% |
| 国、地方公共団体等 | 2.1% ⇒ | 2.3% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.0% ⇒ | 2.2% |

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意! 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わりました。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- 障害者雇用状況の報告
- 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



障害者雇用 Q&A

Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/